

Title	小作料金納制度の利害
Sub Title	
Author	桑田, 熊蔵
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.595(1)- 608(14)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

營業御案内

徽 章 賞牌

金銀木盃 七寶

其他美術金屬各種

期日正確、技術精巧、品質純良、價格低廉

右之通御注文に應じ調製上納申上可く候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

諸官省
各學校
御用

日本帝國徽章商會

鈴木梅吉

電話番町 八百五十七番

三田學會雜誌 第六卷第四號

論 說

小作料金納制度の利害

桑 田 熊 藏

近時小作料制度を改めて從來米納なりしものを金納となすの議を立る者あり此事たる國民經濟上より又社會問題上より寔に忽諸に付す可らざる重要の問題たり余は茲に之に關する私見の一斑を述べんと欲す。

小作料金納は我國小作制度の根本を變更するものなり皮相の見解よりすれば從來米納なりし小作料を改めて金納となすは只小作料納付の方法に關する變化にして小作制度の本體に於て何等の影響を與ふるものに非らずと認むるならんも

小作料金納制度の利害

五九五

2. 余の見るところに依れば此の如き納付方法の變化は直ちに小作制度の本體に就き重要なる改革を試むるものたり凡そ小作制度は之を分つて三種となす曰く定率小作制曰く定額小作制是なり此二種の小作制の性質は茲に仔細なる説明をなすを得ざるも要するに定率小作制は一定の割合に依り地主と小作人との間に収益の分配をなすものにして定額小作制とは小作料の額を一定し歳の豊凶に拘らず物品或は金錢に依り小作料を納むるものを云ふなり。

我國小作制度は二者孰れに屬せりやと云ふに單に形式に於て云へば小作料の額は一定したるを以て定額小作の種類に屬せるが如きも深く其性質を推究するときは此斷定は正當に非ることを知るべし蓋し我國小作制度に於て小作料は一定せるも凶年飢歲には之を低減するを例とせり此事たる密に慣習に於て然るのみならず小作契約に於て之を明にし之を以て契約の一要件となせる場合多し固より豊年に當り小作料を増加するものに非らず只凶年に之を減少するの契約なるが故に之を以て純然たる定率小作の種類に入るべからずと雖も定額小作と其性質を異にせるは固より言を俟たず之を概言すれば定額小作と定率小作との中間

に立てるものにして或は之を以て定率小作の一變態と云ふを以て適當となすべし是れ實に我國小作制度の特徴にして歐洲諸國に於て比類少なき事實なりと云はざるを得ず。

3. 今社會問題上より定額小作制と定率小作制との優劣を比較せんに定率小作制は地主と小作人の利害を調和するの力あること定額小作制の比に非らず定額小作制は小作人をして單獨に損益の負擔をなさしむるも定率小作制に於ては地主と小作人の間に於て利益は之を分配し損害は之を分擔するを以て定額小作制に在つては双方の利害は相伴はざるも定率小作制に在つては此比例をなすは當然の結果たり是故に分配の割合にして宜しきを得たらんには定率小作制は社會問題の解決に就き有力なる方法たりと云はざるを得ず殊に定率小作制の一變態たる我國小作制は凶作の際に小作料を減免するを以て其神髓となせり即ち增收の利益は獨り小作人に歸し減收の損害は双方にて之を負擔するが故に小作人の立場より云へば普通の定率小作制に比し更らに利益の地位に在るものと云はざるを得ず今若し此慣例を永久に維持し且つ之が實行を保證する方法備はらば農業

に於ける社會問題の前途に一道の光明を認むるものたり然るに今金納小作料の方法を採用せんか此慣例は到底廢止に歸せざるを得ず如何んとなれば金納小作料に於ては歲の豊凶を通じて平均の收穫を算出し而して一定の價格に依りて之を計算するものなればなり果して然らば金納小作料は我國小作料制度の特徴にして社會問題の解決上最も有力なる制度を破壊し去るものと云はざるを得ず小作料の物件が單に米穀より金錢に移りたるのみ小作人と地主の關係に於て著しき變化を生ずることなしと云ふが如き輕薄なる斷定をなすを許さざるべし。

金納小作料論者は往々我國小作契約に於ける此特徴は次第に廢止に歸することをも前提とし假令ひ米納小作料の制度が存續せんも此特徴は到底維持せられ得べきものに非らずと論ずる者あるも余は之に左袒すること能はず蓋し此事實たる我國小作契約の骨子たるものなり之が爲めに小作料の高低に關する爭議は幾分か緩和せられ地主と小作人の關係圓滿なることを得るなり地主小作人の間に存せる幾多の慈惠的關係は或は廢滅に歸することあらんも此事實は永久に存續するを得べし否之を永久に存續せしむるは社會の平和を保つに於て緊切の事たり

之を要するに金納小作料の採用は我國小作料制度の根本に就き至大の政争を試むるものたり余は先づ此點に就き金納小作料の計畫に反對せざるを得ず。

二

國民經濟上の見地より見れば定額小作制は定率小作制に優る所あるは固より言を俟たず蓋し前者に在つては小作人と純然たる起業者の地位に立て農事改良耕作の進歩等に依つて生ずる所の増收は全部自己の掌中に落つるも後者に在つては此利益は更らに之を地主に分與せざるを得ざるに依る然れども此事たる一般の理論にして之を我國農業の實狀に徴するときは定額小作制は果して此推定を實現せしむることを得るや否や自ら疑問に屬せざるを得ず我國の小作人なるものは文字の示せる如く小作人なり伊太利に於て小作人の多數が餘りに小規範の農業者に失せる事實は農政を研究せる者の均しく認むる所なり余は實に我國小作人の多數が伊太利に比して遜色なき者たることを悲むなり之を小作人の耕作せる土地の面積に徴するも又之を彼等が農業に利用し得べき資本の數量に見るも彼等は果して獨立の起業者たるの資格を具備せるや否や苟も農業の實情に通

曉せる者は之を否定するに躊躇せざるべし今假りに金納小作料を採用し是等の小作人に與ふるに純然たる起業者の地位を以てするも彼等は到底獨力を以て農業の經營をなし農事の改正を行ふこと能はざるべし現在定率小作の一變態の下に在つて小作人は農事の改良に就て常に地主の指導を受け有形に無形に其助力に俟てり是れ必らずしも定率小作制の爲めに然るものに非らずして寧ろ小作人の地位境遇が獨立の起業者たるに於て缺く所あるが爲めなり小作料が金納となり小作制度が定額小作となるも小作人の地位が現在に比し進歩せざる限りは農事の改良は得て之を望むべきに非らず余は寧ろ農業の退歩は必然の結果として生ずるなきやを疑はんと欲す顧ふに現在の小作制度に在つては地主は自己の利害の打算上より必要なる資本を投じ經營の勞力を供出して小作人と與に農事の改良を圖るなり然るに定額小作となるに及んでは地主は小作料の増加を條件とするに非れば自ら進んで農事の改良に必要な施設をなすを好まざるべし然るに小作料の増加は容易の業に非ず一たび之を誤れば紛争の原因を作るの危険あるを以て成るべく之を避くるとに務め農事の改良は擧げて之を小作人に一任

し自ら手を下し資を投じて之をなさざるに至るや必せり勢此の如くんば金納小作料の採用は決して農事改良の原因たらざるのみならず却つて農業の退歩を來たすの危険なしとせず。

論者或は産米改良の事例に依り産米改良の利益は獨り地主に歸し小作人は何等の得る所なきの事實は産米改良の實行の遅々たる一原因たり而して此事たる現行小作制度の缺點たり之を改めて金納小作料となすときは容易に此目的を達することを得べしと説く者あり余の見る所に依れば此問題たる米納小作料の方法に依るも解決の途なきに非らず即ち産米の改良を行ふと同時に地主をして之より生ずる利益の幾分を割きて之を小作人に與へしむること是なり此事たる已に各地方に於て實例乏しとせず而して其効果の顯著なるものあり果して然らば米納小作料の場合に於ても其方法の奈何んに依つては農事の改良を阻害するの憂は決して之なかるべし。

顧ふに論者が金納小作料の制度に依り小作人に向つて獨立起業者の地位を與へんとするは我國小作人を以て歐米諸國の大作人と同一視する誤謬の前提に基け

るものなり小作人が大作人となるを俟つて獨立起業者たるの結果は現はれ國民經濟上の利益を生すべきものたり我國の小作人に向つて是の如き事を望むは偶々以て論者が我農業の實情に暗きことを示せるものなりと云はざるを得ず。

三

金納小作料の實行に就ては至大の困難之に伴ふものたり何ぞや從來米納たりし小作料を代價に換算することは是なり此計算をなすに當り現在の小作料に依り單に之を米價に換算することは著しく小作人の利益を害するの結果を生ずるを免れず蓋し現在の小作料は凶年の場合に於る小作料の減免を前提とせるものたり然るに金納小作料は最早此慣例を廢止するものとせば此小作料の減免に就き多年に涉りて其平均額を算出し之を現在の小作料より控除して其殘額を以て小作料の定額となし之を米價に計算するを要す然らざれば現在の小作料は全たく之を抛擲し更らに土地の收穫を計上し之が平均額を求めたる後地主と小作人との分配の割合を定め一種の新たなる小作料の額を決定せざる可らず後者の方法は小作料の決定に就き根本的改革を施すものなるを以て容易に行はるべくもあら

ず之に加ふるに地主と小作人との間に平地に液瀾を起すの危険あるを以て先づ前者の方法を以て満足せざるべからず然るに此方法に依るも凶年の減免歩合に關する平均額を算出するは至難の業たり蓋し此減免歩合たる多くは地方の慣行に依り又個人的關係に依りて定まり強ち收穫の減少と比例を保つものに非らず例へば收穫に於て一割の減少あれば小作料に一割の減少をなし收穫に五割の減少あれば小作料に五割の減少をなすが如き單純なる計算に基くに非らず其方法は種々に分れたり或は小作人の収入の最低限度を定め收穫の總額が此以下となるときは小作料を全免し此以上となりたる場合には一定の割合に依りて地主と小作人との分配額を定むるの方法あり或は此最低限度を認めず隨時に小作料の減少額を定むるもあり地方に依り其趣を異にせり又同一の地方と雖も其方法は區々に分れたり去れば金納小作料を採用し小作料の額を定むるに就き此減免歩合の算出は實に至難の業たりと云はざるを得ず若し之を謬らんか地主と小作人との衝突起り社會問題上憂ふべき結果を生ずるを免れざるべし。

四

次に起るべき問題は是くて決定せる小作料の代價を算出するに當り多年に涉りて米價の平均を定めざる可らず所得税の調査に於て地主の所得を定むるに就き既往三ヶ年間の平均價格に依るの慣例あるも是の如き短期間の平均價格に依るときは屢々價格の變動に伴つて小作料の改定をなすを要するを以て少なくとも十年以上の平均價格に依らざる可らず而して此期日の長ければ長き程平均價格と實際價格の間に甚しき等差を生ずるなるべし殊に近年米價の高低は甚しく低落も騰貴も實に驚くべき程度に達するを常とす其原因は恐らくは取引所制度の不備に在るならん此問題の研究は之を他日に譲り兎に角所謂米價高低の開きの甚しきは争ふ可らざる事實たり従つて平均價格と實際價格の等差は次第に其度を高むることを推定するを得べし。

今若し金納小作料の方法を採用せんか米の販賣者は最早地主に非らずして小作人なり米價の高低に就き直接の利害を感じる者は小作人たり米價が小作料算定の基礎たりし平均價格以上となる場合には小作人は小作料を支拂ふに於て毫も苦痛を感ずることなく否其純益は之に伴つて増加すべきも若し米價が此平均價

格以下に低落せんか小作人は小作料の支拂に多大の困難を感ずるを免れず米價下落の程度に依つては收穫の全部を以て之に充るも尙ほ不足を生ずることも亦之なきを保せざるべし皮相の觀察者或は云はん米價の低落せる時は即ち豊作にして收穫の多き時なり従つて小作料を得る爲めに從來よりも多くの米を販賣するも差支なからんと然れども之を事實に徴するときは必らずしも然るものに非らず今年は凶作なるも前年豊作にして殘米過多なる爲め米價の低落せる實例は屢々之あり又内地は凶作なるも外國の豊作の爲めに米價の低落せる事もあり殊に收穫以外の原因例へば定期市場の關係に基き米價の著しき高低あるは吾人の常に見る所なり是等の場合に於て小作人の困憊は實に忍ぶ可らざるものあるべし。

論者或は云はん金納小作料に依つて小作人が已に全たく起業者の地位に立つ以上は自己の計算に於て損益の平均をなすべきものたり米價の騰貴せる際に其剩餘を蓄積し米價低落せる場合に於ける小作料の補填をなすは必然の事なるべしと此事たる先きに述べたる所の我國小作人が果して起業者たるの實力を有せる

や否やの問題に歸着するなり歐米諸國の大作人ならば此計算の平均をなすこと容易ならんも我國小作人が之と同一の計算をなし得ると推定するは常識の許さざる所たり小作人が米價騰貴の際に不時の利益を收得したらんには必らずや其生計の程度を昂進すべく之を蓄積し他日の計をなすこと能はざるべし而して米價の低落に際し之に伴つて生ずる負擔の増加は恐らくは負債に依つて之を補填するか然らざれば延期を求むるの外なかるべし苟も我國農業の實情に精通せる者は是を斷定するに躊躇する者なかるべし是れ起業者たる實力を缺ける小作人に對し強ひて起業者の地位を與ふるより生ずることにして之を小作人の利害に就て考ふるも寧ろ憂ふべきものと云はざるを得ず。

五

金納小作料の方法は小作人をして米の販賣者たらしむる事實は小作人の利害より打算して輕々に看過す可らざることたり現今に在つても米の販賣に就き其機關の備はらざる爲め農民が商人の壓迫する所となり其利益を奪去するの弊害あり殊に小地主に於ては此事實や最も顯著なりとす然るに今若し小作人が自ら産

米を販賣することゝならば此弊害や更らに其度を高むるに至るべし例へば小作料納付の時期に於て小作人は相競うて産米を市場に出だし自から賣急ぎをなし商人は之を奇貨とし不當なる低價に買取をなす可し假令此時期以前にて高價の場合あるも商人は袖手にて此時期の切迫を待つは必然の事たり而して小作人が一時負債を起して小作料を支拂ひ他日適當なる時機を見て販賣をなさんとせば高利貸の壓迫に遭ひ多大の犠牲を供せざる可らざるに至るや必せり孰れの場合に於ても小作人の不利益を醸すを免れず。

論者或は此弊害を匡正するには販賣組合を組織するの途あることを説くも余の見る所に依れば單に販賣組合と云はず凡ての産業組合は人に依つて起り人に依つて付る適當なる經營者ある場合には産業組合は有力なる施設を得んも其人を得ざる場合には何等の効果あるべきに非らず是故に産業組合を組織せんと欲せば先づ此經營者の有無を明にせざるべからず妄りに之が普及を圖り組合の濫設をなすは策の得たるものに非らず殊に販賣組合に在つては商人と對抗して錙銖の利を争ふものなれば經營者の選擇は最も慎重なる注意を要するなり去れば地方に依つて適當なる經營者ある場合には小作人をして此方法に依つて産米の販賣をなさしむることを得んも全國に涉つて農民の大多數を占むる所の小作人を

して販賣組合組織に依りて其産米の販賣をなさしむることは至難の業たるを免れず或は百年河清を俟つの議を受けんも亦知る可らず果して然らば金納小作料の採用と與に販賣組合を組織し小作人の利益を保護することは到底行はるべきに非らず多數の小作人は常に商人の犠牲となるに了らんこと期して俟つべきのみ加之小作人をして産米の販賣者たらしむることは彼等の心理状態に於て憂ふべき變化を與ふるを免れず小作人は最早單に農業を營み耕作に身を委すること能はず常に米價の高低に注意し市場の景況は其念頭を去ることを得ず農民にして同時に商人たるに至るべし此場合には小作人は動もすれば投機の念を起し耕作に依る利益よりは寧ろ市場の變動に依つて奇利を博することを務むるに至ることなきを保せず是の如きは淳朴なる農民を化して輕佻なる商人となすものなり之が結果として農業發展の望は之なきに至るのみならず社會問題の前途の爲めに洵に憂ふべき事實たりと云はざるを得ず。

以上述ぶる所に由れば小作料金納の制度は我國農業の現状に照らし農業の進歩に何等の利益を生ずることなく地主小作人の關係に危険なる事實を惹起するものたり余は學者の議論として多少の敬意を表せんも實際の問題としては之に反對せざるを得ず。

住居問題

氣賀勘重

交通機關の發達は集中的効果と共に放散的效果をも齎らすものなりとは學者の夙に通説とし認むる所なれども、從來歌米各國並に我國に於ける實際の情態を觀察すれば、交通機關の發達は常に單に集中的傾向のみを示して他の一面なる放散的效果は之を實現すること尙ほ極めて稀なるが如し。即ち最近數十年間に於ける顯著なる運輸交通機關の發達の效果として諸工業は漸次地方郡村より中央都市に集中するの大勢を示し、人口も亦此工業の集中其他種々なる經濟的及び非經濟的原因に促されて所謂『都市への移住』の傾向を生じ、都市殊に大都市に於ける人口集中の勢は滔々として殆ど底止する所を知らざるの有様を現出し、人口分布の状態に一大變動を惹起せり。其結果都市に於ける住居の供給は斯る急激なるも顯著なる人口の増加に基づく住居に對する需要の激増に應ずること能はず